

宍粟市『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年4月10日

宍粟市長 福元晶三

記

I. 協議の場を設けた地区（集落）

千種町下河野地区

II. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年4月10日

III. 当該地区（集落）における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

〈〈経営体数〉〉

個人	4	経営体
法人	1	経営体
集落営農		経営体

IV. IIIの結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

中心となる経営体が低コスト化・複合化等を図ることができるよう、農地中間管理機構を活用し、農地の集積を促進する。

6. 地域農業の将来の在り方

プラン作成以前から地域の中心となる経営体（個人）が、集落内の農地集積を概ね行っている。今後は、「草刈りや泥上げ、水管理」など地域の中心となる経営体（個人）をサポートする地域における仕組づくり・営農組織づくりについて検討し、現状の水稲を中心に水稲以外による計画的な作付けも併せて検討する。